

佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業
指定管理者基本協定書
(案)

佐野市

令和5年4月20日(公表版)

佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業 指定管理者基本協定書

佐野市（以下「甲」という。）と【維持管理企業名】及び【運営企業名】で構成される共同企業体【注¹】（以下「乙」という。）とは、本施設及びその他施設（以下これらを総称して「文化施設」という。）の管理業務（以下「管理業務」という。）について、佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年佐野市条例第237号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、次のとおり協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

なお、基本協定で用いる用語の定義は、基本協定で別途定めるものを除き、甲、乙及び●が締結した令和5年●月●日付佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業基本契約書別紙1の定義集に定めたところによる。

（総則）

第1条 基本協定は、甲と乙とが相互に協力し、文化施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 甲は、基本協定に基づくすべての行為を共同企業体たる乙の代表企業である●に対して行うものとし、甲が当該代表企業に対して行った基本協定に基づくすべての行為は、乙のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、乙は、甲に対して行う基本協定に基づくすべての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。

3 共同企業体たる乙の各構成員は、乙の甲に対する損害賠償義務その他基本協定に基づく義務の履行について連帯してその責に任ずる。また、当該共同企業体が解散した場合も、乙の各構成員は連帯して基本協定において乙が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

（公共性の趣旨の尊重）

第2条 乙は、文化施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、その他管理業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義則）

第3条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に基本協定を履行しなければならない。

（指定期間）

第4条 乙が文化施設の指定管理者として指定を受ける期間（以下「指定期間」という。）は、令和7年（2025年）4月1日から令和19年（2037年）3月31日までとする。ただし、条例第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、かかる取り消しの日までとする。

（指定管理者が行う業務）

第5条 乙は、自らの責任にて次のとおりの文化施設の管理業務を行う。

¹ 維持管理企業及び運営企業が1社となる場合、共同企業体に関するこの契約書の各文言を修正いたします。

- (1) 総括管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 運営業務

2 前項各号に掲げる管理業務の細目は、募集提案関連書面に定めるとおりとする。

3 乙は、本施設の改修後の開館予定日が令和9年（2027年）4月1日であることを確認の上、本施設の改修工事の遅れがあった場合を含め、当該日に本施設を開館できるよう、開館準備業務その他の本施設に係る管理業務を遂行するものとする。ただし、本施設の改修工事の遅れがあった場合であって、当該日に本施設を開館することが不可能又は著しく困難であると客観的に認められる場合には、開館日を後日とすることについて甲及び乙は協議するものとする。

(管理の基準)

第6条 乙は、基本協定、年度協定（第21条第2項に定義される。以下同じ。）、基本契約、関係条例、関係法令等のほか、募集提案関連書面及び事業計画書等（第18条第1項に定義される。以下同じ。）に従い、管理業務を実施しなければならない。

2 基本協定、年度協定、基本契約、募集提案関連書面、事業計画書等の規定の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本協定、年度協定、基本契約、募集要項、要求水準書、募集要項等に対する質問及び回答書、提案書類、その他の募集提案関連書面、事業計画書等の順に、その解釈が優先するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業計画書等にて募集提案関連書面を上回る業務水準が提案されている場合は、事業計画書等に示された業務水準によるものとする。ただし、甲乙間で協議又は承認等が必要な事項については、この限りではない。

(業務の範囲及び管理の基準の変更)

第7条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第5条第1項及び第2項で定める業務の範囲及び前条で定める管理の基準たる募集提案関連書面又は事業計画書等の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務の範囲又は管理の基準たる募集提案関連書面又は事業計画書等の変更及びそれに伴う指定管理料（第21条第1項に定義される。以下同じ。）の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(業務の委託)

第8条 乙は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けて、管理業務の一部を第三者に委託するときは、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により管理業務の一部を第三者に委託する場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、管理業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加

費用とみなして、乙が負担するものとする。

(許認可及び届出等)

第9条 乙は、募集提案関連書面に従い、自らの責任及び費用において、管理業務に関する基本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可、申請及び届出等（甲に対する行政財産使用申請を含む。）を行うものとする。

2 乙は、甲による許認可取得、申請及び届出が必要となった場合には、必要な資料の提出その他について協力するものとする。

(電気主任技術者)

第10条 文化施設の管理業務のうち、自家用電気工作物保守点検業務において、乙は電気事業法に規定する当該自家用電気工作物を設置する者の全ての義務及び事故報告義務を果たすこととし、電気主任技術者について次のとおり定める。

(1) 甲及び乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

(2) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

(3) 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

(施設等の使用)

第11条 甲は、管理業務に必要な文化施設の施設、附属設備及び別表に記載する備品（以下「施設等」と総称する。）を乙に無償で使用させるものとし、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとする。

2 乙は、施設等をその管理業務上の設置目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ管理業務以外の用に供することについて甲の承認を得たときは、この限りではない。

3 乙は、文化施設の管理上必要と認められるときは、乙の所有する物品（乙がリース契約又は賃貸借契約を締結している物品を含む。以下同じ）を管理業務のために使用することができるものとする。

4 前項の規定により乙の所有する物品を管理業務に使用するときは、事前に甲の承認を得ることとし、その設置及び撤収に係る費用は乙の負担とする。

(修繕等)

第12条 文化施設の修繕・更新については、要求水準書に定めるところによる。ただし、本施設にかかる修繕・更新のうち1件あたり50万円（税込）を超えるものの実施については、別途甲と乙が締結する修繕・更新に係る覚書に定めるところによる。

2 別表に記載する備品（以下「備品」という。）が経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は、乙は速やかに甲に報告し、その対応について協議するものとする。

3 備品の修繕または購入に関する費用については、前項の協議において決定するものとする。

(秘密保持義務等)

第13条 乙は、管理業務を行う上で知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 乙は、管理業務に従事している者又は従事していた者が、管理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用しないよう必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、管理業務の一部を第8条の規定により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して秘密の保持を義務付けるものとする。

4 乙は、管理業務を実施するにあたり、佐野市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、管理業務を行うための個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報公開)

第15条 乙は、乙が管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（以下「文書等」という。）の公開については、佐野市情報公開条例を遵守しなければならない。

(文書の管理)

第16条 乙は、文書等については、常にその処理の経過を明らかにし、適正に管理しなければならない。

2 乙は、甲と協議の上、文書等の保存期間を定めこれを適正に保存するものとする。

3 乙は、指定期間が終了し、又は条例第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、乙の保有する文書等を甲又は甲の指定する者に引き継がなければならない。

(緊急時の対応等)

第17条 指定期間中、管理業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査にあたり、再発防止に努めるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、甲は当該事故等について公表できるものとする。

3 乙は、大規模災害発生時には、第1項に定める必要な措置を講じたうえで、甲が災害対応として文化施設の特別な施設使用又は業務を定めた場合は、管理業務の範囲内において、これに協力するものとする。

(事業計画書等の作成及び提出)

第18条 乙は、管理業務に関して、募集提案関連書面に定めるところに従い、次に掲げる各書類（以下「事業計画書等」という。）を以下の期日までに提出し、甲の確認を受けるものとする。また、事業年度の途中で個別事業又は自主事業の追加及び変更等が発生した場合、甲と協議の上で変更及び追加に関する事業計画書又は個別事業企画書若しくは自主事業企画書を提出し、甲の確認を受けるものとする。なお、初回の事業計画書等（ただし、第2号の書類を除く。）の提出については、要求水準書に定める期日までに甲に提出するものとする。

- (1) 翌事業年度の事業計画書：毎年12月末日まで
- (2) 開館・供用開始準備関係書類：令和8年2月末日まで
- (3) 翌事業年度の収支予算書：毎年12月末日まで
- (4) 翌事業年度の個別事業企画書：毎年12月末日まで
- (5) 翌事業年度の自主事業企画書：毎年12月末日まで

2 乙は、前項各号に掲げる書類のほか、甲が管理業務の計画・予定等又は事業計画書等の内容を把握するために必要な書類又は情報を、甲の求めに応じて、随時甲に提出し、又は説明するものとする。

(モニタリングの実施)

第18条の2 甲は、乙が行う文化施設の管理業務の状況に関し、モニタリングを実施するものとする。

- 2 乙は、募集提案関連書面に基づきセルフモニタリングを行うものとする。
- 3 乙は、第1項のモニタリングに当たり、甲による確認作業、必要書類の提出依頼等の甲の指示に応じるものとし、その他、甲によるモニタリングが円滑かつ的確に実施されるよう協力するものとする。

(事業報告書等の作成及び提出)

第19条 乙は、募集提案関連書面に定めるところに従い、次に掲げる各書類（以下「事業報告書等」という。）を以下の期日までに提出し、甲の確認を受けるものとする。

- (1) 前事業年度の事業報告書：当該事業年度終了後2か月以内
- (2) 前月の月例業務報告書：翌月15日まで
- (3) 前事業年度の利用状況分析報告書：当該事業年度終了後2か月以内
- (4) 個別業務報告書：実施後翌月15日まで
- (5) 自主事業報告書：実施後翌月15日まで

2 乙は、事業年度の途中において条例第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、当該事業年度の当該取消処分の日の前日までの事業報告書及び利用状況分析報告書を作成し、当該取消処分の日から2月以内に甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項各号に掲げる書類のほか、甲が管理業務の状況又は事業報告書等の内容を把握するために必要な書類又は情報を、甲の求めに応じて、随時甲に提出し、又は説明するものとする。

(経理)

第20条 乙は、管理業務を行うに当たっては、経理規程を定め、乙が行う他の事業と区分して経理しなければならない。

2 管理業務に係る会計は、4月1日から翌年3月31日までとする。

3 乙は、収支に関する帳票その他管理業務に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定管理料)

第21条 甲は、管理業務の実施の対価として、乙に対して指定管理料（以下「指定管理料」という。）を支払う。

2 甲及び乙は、各事業年度における指定管理料の額及び支払いの時期については、事業年度ごとに別紙1の様式及び内容にて年度協定（以下「年度協定」という。）を締結し、そこに定めるものとする。

(指定管理料の額の改定)

第22条 指定管理料の額の改定（光熱費の変動に伴う改定を含む。）については、別紙3に定めるところによる。

2 指定管理料の額を改定すべき特別な事情（ただし、別紙3に定める内容に従って処理することができない事情に限る。）が生じた場合には、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(利用料金)

第23条 文化施設の利用者が納付する利用料金は、乙の収入とし、文化施設の管理業務に要する経費に充てるものとする。

2 乙の収入となる利用料金は、第4条に定める指定期間（条例第13条第1項の規定により指定の取消し又は業務の停止を命じられた場合は、当該処分の日の前日まで）の間の利用に係る利用料金とする。

3 利用料金の額は、乙が、佐野市文化施設条例（平成21年佐野市条例第27号）に規定する利用料金の額の範囲内において定めるものとする。この場合において、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるものとする。

(文化施設の構造上の瑕疵・損傷)

第24条 文化施設の構造上の瑕疵・損傷（なお、1件当たりの金額が消費税込みで50万円未満の修繕・更新により補修が可能なものは含まれない。）を原因として、乙に、管理業務遂行上の費用の増加その他の損害、損失、費用が発生又は増加した場合、当該瑕疵・損傷の存在又は発生が乙又は設計・建設・工事監理企業の責めに期すべき事由（改修工事業務の対象である部位の瑕疵・損傷である場合、設計業務の遂行により発見すべき瑕疵・損傷である場合を含む。）によるものである場合を除き、甲は、かかる損害等を補償するものとする。

(損害賠償等)

第25条 乙は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したとき若しくは適切な管理業務を怠ったこと等により劣化させたときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

2 乙は、管理業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第26条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力又は管理業務に直接関わる法令等の変更によって発生した費用等の負担)

第27条 不可抗力の発生又は管理業務に直接関わる法令等の変更起因して乙に損害、損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行ったうえで乙との協議を行い、不可抗力・管理業務に直接関わる法令等の変更の判定やそれに伴う損失等を決定するものとする。

3 前項の規定により決定した損失等については、合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。ただし、乙が付保した保険等により補てんされた金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

(不可抗力又は管理業務に直接関わる法令等の変更による一部の業務実施の免除)

第28条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生又は管理業務に直接関わる法令等の変更により管理業務の一部の実施ができなくなったと認められる場合、乙は当該不可抗力又は法令等の変更により影響を受ける限度において基本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力又は管理業務に直接関わる法令等の変更により管理業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議のうえ、乙が当該管理業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

(保険)

第29条 甲は、甲の所有に属する施設について、火災保険契約（火災、落雷、破裂、爆発による

損害並びにこれに関連する損害を対象とする保険契約をいう。)を締結するものとする。

- 2 乙は、管理業務を開始する日までに、管理業務において乙が負担すべき責任に対し、適切な内容の施設賠償責任保険契約及び第三者賠償保険契約を締結するものとし、指定期間中、該当保険契約に引き続き加入していなければならない。
- 3 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、保険証書、その他内容を証する書面の写しを速やかに甲に提出しなければならない。当該保険契約を更新し、又は変更した場合も同様とする。

(管理業務の引継ぎ)

第30条 乙は、指定期間が満了し、又は条例第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、文化施設の管理運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲又は甲が指定する者に業務を引き継がなければならない。この場合において、引継方法、日時等については、別途協議するものとする。

(施設の受け渡し等)

- 第31条 乙は、指定期間が満了したとき、又は条例第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、文化施設の施設及び附属設備を速やかに原状に回復し、甲に受け渡さなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、別途甲が定める状態で受け渡す事ができる。
- 2 甲が貸与した備品は、前項の規定により文化施設の施設及び附属設備の受け渡しを行うときに、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
 - 3 第11条第3項の規定により、乙が所有する物品を管理業務に使用している場合は、第1項の規定により文化施設の施設及び附属設備の受け渡しを行うときまでに、乙は自己の責任と費用において当該物品を撤去・撤収するものとする。ただし、甲の承認を得たときは、甲又は甲が指定するものに引き継ぐことができるものとする。

(甲による指定の取消し及び業務の停止)

第32条 甲は、条例第13条第1項の規定により、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。なお、甲は、本施設及びその他施設の管理運営が相互に関連して一体的に行われることを期待して、乙を本施設及びその他施設をまとめて管理運営する指定管理者として指定しているものであり、本施設又はその他施設の一方について次のいずれかに該当すると認めるときに、文化施設全体について上記指定取消し又は管理業務停止を行うことを妨げられないものとする。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、基本協定に定める事項を履行しないとき、又は履行できる見込みがないと認められるとき。
- (2) 基本協定又は関係法令等の規定に違反したとき。
- (3) 管理業務の実施にあたり、不正な行為があったとき。
- (4) 正当な理由なく、管理業務に関する甲の指示に従わないとき。

- (5) 正当な理由なく、甲に対する報告をせず、又は甲の調査を拒んだとき。
 - (6) 乙の構成員について倒産（破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始、整理開始又は特別精算開始の申立若しくは手形交換所による取引停止処分をいう。）又は財務状況が著しく悪化したことによって管理業務の遂行が困難と認められるとき。
 - (7) 著しく社会的信用を損なう事由等により指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
 - (8) 募集要項等に記載された本事業への参加資格を満たさなくなったとき。
 - (9) 本施設の改修の完了前に設計施工一括契約が解除その他の理由により終了したとき。
 - (10) 甲のモニタリングに基づく改善勧告に従わないとき。
 - (11) その他乙が管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失又は増加費用が生じても、その賠償の責めを負わない。
- 3 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、第1項の規定により指定を取り消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、甲に損害、損失又は増加費用が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙による指定の取消しの申出)

- 第33条 乙は、次のいずれかに該当するときは、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。
- (1) 甲が基本協定の内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
 - (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望するとき。
- 2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(自主事業)

- 第34条 乙は、文化施設の設置目的に合致し、かつその他の管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。
- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書、収支予算書及び自主事業企画書を提出し、事前に甲の承認を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の実施条件等を定めることができるものとする。

(権利譲渡の禁止)

- 第35条 乙は、基本協定及び年度協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(協定の改定)

第36条 管理業務に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議のうえ、基本協定を改定することができる。

(疑義の決定)

第37条 基本協定に定めのない事項及び文化施設の管理業務について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを決定するものとする。

(解釈)

第38条 甲が基本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき管理業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

[以下余白]

基本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 : 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 : 【 共同企業体名称 】
(代表企業)
[住所]
[企業名]
[代表者]

(構成企業)
[住所]
[企業名]
[代表者]

佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業 指定管理者基本協定書に係る年度協定書（令和●年度）（ひな型）

佐野市（以下「甲」という。）と【維持管理企業名】及び【運営企業名】で構成される共同企業体●（以下「乙」という。）とは、甲及び乙の間で締結した令和●年●月●日付け指定管理者基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、令和●年度における必要事項につきこの年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。なお、年度協定において用いられる用語は、年度協定で別途定義されるものを除き、基本協定で定義された意味を有する。

（目的）

第1条 年度協定は、令和●年度の管理業務の対価として支払われる指定管理料の額及び支払いの時期を定めることを目的とする。

（指定管理料の額及び支払い時期）

第2条 甲は、乙に対して、令和●年度の指定管理料として、合計金_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金_____円）を次のとおり四半期毎（7月、10月、翌年1月、4月）に支払うものとする。

7月	:	円
10月	:	円
翌年1月	:	円
4月	:	円

2 前項の指定管理料について、乙は、支払月当初に請求書を甲に対して提出するものとし、甲は、乙から適正な（金額に齟齬がなく、請求が基本協定に反しないことを意味する。）請求があったときは、当該請求があった日から30日以内にこれを支払うものとする。

年度協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 : 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 : 【共同企業体名称】
（代表企業）
[住所]
[企業名]
[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、管理業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、管理業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。基本協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、管理業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、管理業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、管理業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、管理業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、管理業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承認した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、管理業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、当該管理業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、管理業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、管理業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、基本協定の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙が管理業務の実施に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、基本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

指定管理料の改定

(募集要項別添5「サービス対価の算定、支払い及び改定方法」に記載の内容を転記します。)

別表

備 品 一 覧

(締結時に記載致します。)